

**青森市デジタル商品券発行業務（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業）
公募型プロポーザル質問回答書**

No.	対象書類	質問内容	回答
1	募集要領 P1 1 公募概要 (5)契約金額の上限額	原資は前払い精算可能でしょうか？	デジタル商品券の発行原資については、円滑な給付および加盟店への精算に支障が生じないよう、市と受託者の協議により必要と認められる時期に前払いし、事業完了後に実績に基づいて精算することを想定している。
2	募集要領 P3 3 参加の申込 (1)提出書類	「JVで応募する場合、No.2～4は全ての構成員が作成し、提出すること」とございますが、募集要領4ページ(7)イ③「JVの構成員は、システム構築または運用業務等の類似業務に関する実績を有すること。」についての実績は1社のみでもかまわないと認識してよろしいでしょうか。②に「JVの全ての構成員は、上記アの①～⑥の要件を全て満たすことである」とあり、参加要件(7)ア⑦「本業務に関して、類似業務の受託実績等の十分な実績や経験を有する者であること。」については除外されていると読み取りました。	その認識で相違ない。募集要領における参加資格のうち、JVの全構成員に一律に求める要件は、アの①～⑥に規定される基本要件である。一方、アの⑦に定める類似業務の実績については、JV全体として備わっているべき能力として整理している。構成員のうち少なくとも1社がシステム構築や運用業務等の類似実績を有しており、JVとして本業務の遂行能力が担保されていれば、全ての構成員に個別の実績を求めるものではない。
3	募集要領 P4 4 企画提案書等の提出 (3)見積書の作成	ご提出する見積書へは、デジタル商品券発行原資も記載が必要でしょうか。	本事業における「契約金額」は、システム構築や事務局運営等の対価である「委託料（10%課税）」と「デジタル商品券発行原資（不課税）」を合算したものと定義している。そのため、見積書にはこれら両方の内訳を明記し、合計額（契約金額）を記載すること。
4	募集要領 P7 (別表)審査基準	「業務遂行能力や業務内容の提案に対して、コストパフォーマンスが優れているか。」とのことですですが、デジタル商品券発行業務に係る経費 210,626,000 円（消費税及び地方消費税含む）の額について、入札会社の中で最も安い金額を提示した会社が10点の配点となるということでしょうか。	本件は「価格のみ」で決まる入札ではなく、提案された「業務の質」と「価格」のバランスを総合的に審査するものである。単に安価であることを競うのではなく、上限額の範囲内で最も投資対効果（コストパフォーマンス）が高いと判断された提案を高く評価するものである。

**青森市デジタル商品券発行業務（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業）
公募型プロポーザル質問回答書**

No.	対象書類	質問内容	回答
5	仕様書 P1 2 事業概要 (2)スケジュール	発送が4月中旬からということは、加盟店の募集・登録は3月中旬から市民への発送までの一ヶ月間という想定でよろしいでしょうか。	加盟店の募集期間については、仕様書に定めるスケジュールを満たしている限り、提案者のノウハウに基づき、企画提案されるものであり、市で一律に期間を指定するものではない。
6	仕様書 P2 3 委託業務の内容 (1)全体管理 ①実施体制	事務局の設置は青森市内でなくとも構わないでしょうか。	仕様書上、事務局やコールセンターを市外に設置すること自体は差し支えない。ただし、本事業は全市民を対象としており、デジタル機器の利用習熟度に関わらず誰もが利用できるよう配慮が必要であるため、事務局が市外であっても、関係者、加盟店、市民からの相談等に対し、迅速かつ滞りなくサポートを遂行できる具体的な体制を提案する必要がある。
7	仕様書 P2 3 委託業務の内容 (1)全体管理 ⑤実績報告	加盟店向けにアンケート調査を実施すると記載ありますが、どの程度の量の質問事項を想定しておりますでしょうか。選択式、フリー回答それぞれの想定件数をご教示下さい。	アンケートの目的は、事業の効果検証および次年度に向けた改善点の抽出である。質問数は、アンケート調査時点で協議により決定することを想定しているが、収集方法については、加盟店の負担軽減と簡易かつ迅速な集計のため、Webフォームを基本としつつ、提案者のノウハウに基づき回答率を高める工夫を提案すること。
8	仕様書 P3 3 委託業務の内容 (2)システム構築・運用業務 ①システムの構築 ア 利用者(市民)向け機能	「デジタル商品券として、QRコードを付したカード（以下「QRカード」という。）を発行し、そのまま加盟店での決済に利用できる機能を有すること。スマートフォンアプリ（以下「アプリ」という。）を構築し、QRカードからの残高移行（チャージ）、決済、お知らせ、利用残高・履歴や加盟店情報等の確認が可能な機能を有すること。」 上記の仕様につきまして、QRコード付カードをまず市民全員に送付後、希望の市民はQRコード付カードからアプリを利用（使用）した者1人当たり5,000円分を付与する電子クーポンのような形に変更して加盟店で利用することで貴市の想定と合致していますでしょうか。	本事業は、デジタル機器の習熟度に関わらず「誰もが使えること」を最優先としている。そのため、送付されたQRカード自体にあらかじめ5,000円分の残高が付与されていること（又は指定日で付与できること）が必須要件である。 アプリは、カードの残高をスマートフォンに移行して利用するための選択肢であり、アプリ利用者にのみ特典を付与する形式やアプリへの移行を必須とする仕組みではなく、「カードのままで、アプリに移しても、いずれの方法でも同等に決済・利用できる」システムを提案する必要がある。

**青森市デジタル商品券発行業務（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業）
公募型プロポーザル質問回答書**

No.	対象書類	質問内容	回答
9	仕様書 P3 3 委託業務の内容 (2)システム構築・運用業務 ①システムの構築 ア 利用者(市民)向け機能	『スマートフォンアプリ』は、開発費用および、公開後の運用・保守費用や提供までの期間を踏まえ、次のいずれの方式でも提案可能でしょうか。 ・ネイティブアプリ：App StoreやGoogle Playからインストールして利用する方式 ・Webアプリ：インストール不要で、Webブラウザからアクセスしてブラウザ上で利用する方式	可能である。ただし、いずれの方式を採用する場合であっても、仕様書に定める「QRカードからの残高移行」「店舗での決済」「利用履歴の確認」等の機能が、高齢者を含む幅広い市民にとって直感的かつスムーズに動作することが必須である。それぞれの方式を採用した場合のメリットを明確に示したうえで、本事業に最適と思われる手法を企画提案すること。
10	仕様書 P3 3 委託業務の内容 (2)システム構築・運用業務 ①システムの構築 イ 加盟店(店舗)向け機能	「加盟店が特別な機器等を準備することなく」とあるが、QRカードを読み取るための端末（スマートフォン）等を、店舗側が準備する制度設計とすることは差し支えないか。	差し支えない。仕様書にある「加盟店が特別な機器等を準備することなく」とは、スマートフォンなどの一般的に普及している汎用性のある機器を除き、本事業専用の端末導入を店舗に義務付けない趣旨である。ただし、仕様書3(3)②アに基づき、機器を保有しない店舗や操作に不安がある店舗に対しては、受託者による端末貸与や操作方法の説明など、本事業に店舗が参画しやすい環境を整備する必要がある。
11	仕様書 P3 3 委託業務の内容 (2)システム構築・運用業務 ①システムの構築 イ 加盟店(店舗)向け機能	「加盟店が特別な機器等を準備することなく」とございますが、スマートフォンやパソコンは特別な機器の認識には入らないと考えてよろしいでしょうか。	No.10のとおり。
12	仕様書 P3 3 委託業務の内容 (2)システム構築・運用業務 ①システムの構築 イ 加盟店(店舗)向け機能	「加盟店が特別な機器等を準備することなく、QRカード並びにアプリの両方に対応する決済機能を有すること。」と記載ありますが、「加盟店が特別な機器等を準備することなく」というのは、すでに店舗で所有している android 端末やiPhone、iPad、またはPCなどを使用して決済を行う、という理解で良いでしょうか。	No.10のとおり。

**青森市デジタル商品券発行業務（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業）
公募型プロポーザル質問回答書**

No.	対象書類	質問内容	回答
13	仕様書 P3 3 委託業務の内容 (2)システム構築・運用業務 ①システムの構築 ウ 管理者機能	管理者機能として指定する「デジタル商品券の発行」については、事務局にのみ権限を付与し、委託者が管理者として利用できる権限を、利用実績の把握、加盟店の管理等に限定することは問題ないか。	問題ない。仕様書で求める各機能が実装されていれば、実際の運用権限の配分等については、一律に規定するものではなく、事務局運営の効率性やセキュリティ確保の観点などの実務の観点から、提案者の提案に基づき、協議の上、決定することを想定している。
14	仕様書 P4 3 委託業務の内容 (2)システム構築・運用業務 ②システムの運用管理 ア システム保守	デジタル商品券に関するシステムの運用管理は、利用期間終了1か月後の8月31日迄の想定で良いでしょうか。	システムの運用管理期間は加盟店の精算終了までを一つの目安としているが、最終的な運用終了日は、加盟店の手続き状況や市への実績報告の進捗に応じて柔軟に決定することを想定している。提案者は、利用期間終了後から精算・統計分析・データ廃棄に至るまでのプロセスを精査し、円滑な事業の遂行に必要かつ十分な期間と体制を企画すること。
15	仕様書 P4 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ①加盟店の募集	加盟店の募集に関しては、貴市や商工会議所のご協力をいただける想定など、貴市の協力可能な体制や団体についてご教示下さい。	仕様書3(1)①ウにより、提案者が地域の実情に即した体制を構築することとしており、一律に市が指定するものではない。ただし、加盟店募集に関しては、市及び関係団体の広報媒体を活用した周知協力や、過去に実施した商品券事業等の加盟店リストの提供は可能である。
16	仕様書 P4 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ①加盟店の募集	「受託者は、加盟店の募集に当たって、地域経済団体等との連携や各種広報媒体等を活用しながら、青森市内の多数の店舗の参加を促すこと」とございますが、落札後に令和5年青森市生活支援商品券事業に参加した店舗の情報をご提供いただくことは可能でしょうか。また、2,019店舗（令和5年青森市生活支援商品券事業実績値）からの貴市としての積み上げ目標店舗数はございますでしょうか。	令和5年度事業の参加店舗情報については、本業務の遂行に必要と認められる範囲において、契約締結後に提供することを想定している。加盟店数については、令和5年度実績の2,019店舗を参考値としており、市として具体的な目標数値は定めていないが、提案者は自身のノウハウを活かし、本事業の利便性を高めるための効果的な加盟店の確保策を提案することが望ましい。
17	仕様書 P4 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ①加盟店の募集	令和5年度商品券事業の実績として、利用店舗数 2,019 店舗と記載ありますが、加盟店募集を行うにあたり、これらの店舗への勧誘活動を目的として、店舗情報（住所等）のリストを提供いただくことは可能かでしょうか。	No.16のとおり。

**青森市デジタル商品券発行業務（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業）
公募型プロポーザル質問回答書**

No.	対象書類	質問内容	回答
18	仕様書 P4 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ①加盟店の募集	令和5年度商品券事業の実績として、利用店舗数 2,019 店舗と記載ありますが、今回の事業において最低確保店舗数の想定はありますか。	No.16のとおり。
19	仕様書 P4 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ①加盟店の募集	加盟店の募集期間は、利用期間前の4月30日迄で良いでしょうか。	No.5のとおり。
20	仕様書 P4 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ①加盟店の募集	加盟店向け説明会の会場として貴市公共施設を無償にて貸出をしていただけますでしょうか。	会場費は提案者負担を原則とするが、市庁舎内の会議室等については、時期や規模によって空きがある場合に限り、提供の相談に応じることは可能である。 なお、いずれの会場を使用する場合であっても、会場の選定、当日の運営等は、受託者の責任と負担で行う必要がある。
21	仕様書 P4 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ①加盟店の募集	「加盟店説明会を本事業の規模に応じた必要回数を開催すること。」と記載がありますが、オンラインでの説明会のみでもよろしいでしょうか？また、最低限必要である実施回数をお示しいただけますでしょうか。	加盟店が円滑に事業へ参加できる内容であれば、オンラインのみでの開催提案も可能である。実施回数については、市で一律に指定するものではなく、提案者の企画提案によるものとする。ただし、デジタル操作に不慣れな店舗への配慮として、コールセンターによるサポート体制など、加盟店が不安なく運用を開始できる体制を構築する必要がある。
22	仕様書 P4 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ①加盟店の募集	加盟店募集について、弊社では原則オンラインでの電子申請を想定しています。その際、加盟店には振込口座などの必要情報をオンラインの申請フォームに入力してもらい、店舗一覧（店舗情報）のみ、エクセルファイルでアップロードしてもらう想定でおりますが、認識齟齬ないでしょうか。	原則としてオンライン申請することは差し支えない。仕様書に記載のないものは、提案者のノウハウを活かした効率的な手法を企画する必要があり、仕様書3(3)②アのとおり、加盟店のデジタルデバイドへの配慮を含め、加盟店が本事業に参加しやすい体制となつていれば問題ない。

**青森市デジタル商品券発行業務（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業）
公募型プロポーザル質問回答書**

No.	対象書類	質問内容	回答
23	仕様書 P4 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ①加盟店の募集	デジタル商品券の加盟店での利用実績について、加盟店が「利用対象外」の商品を販売しているかどうかの調査までを受託者が行う必要は無いという認識で良いでしょうか。 (弊社では、加盟店が参加申請する際の「誓約事項」に「利用対象外の品目をデジタル商品券では販売しない旨」を記載し、加盟店の承諾を事前に得ることで、利用対象外での利用を抑制することを想定しています。)	加盟店における利用対象外商品の販売について、積極的な調査までを求めるものではない。申請時の「誓約事項」の徴収や、加盟店マニュアル等への明記による周知・啓発など、不適切な利用を抑制するための現実的な対策を提示するとともに、利用者からの通報等により不正利用の疑義が生じた場合、事実確認等の体制については検討する必要がある。
24	仕様書 P4 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ②加盟店の管理	「読み取り機器のない店舗へのQRコード・読み取り端末の貸し出しを行う」とありますが、当社がスマートフォン等をQRコード読み取り端末として利用できる仕組みを構築する場合、読み取り端末の手配方法は、次のいずれでもよろしいでしょうか。 (1) 加盟店が保有する端末（スマートフォン／タブレット等）を活用する (2) 当社側で端末を貸し出す 上記のとおり、端末の貸し出しは必須ではなく、加盟店端末の活用も可という理解でよろしいでしょうか。	No.10のとおり。
25	仕様書 P4-5 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ③コールセンター設置・運営	貴市が想定しているコールセンターの開設期間と開設曜日・時間をご教示ください。	具体的な開設期間は、加盟店の募集開始から精算期間までを想定している。ただし、業務の繁忙（利用開始直後のピーク時や、利用終了後の精算期など）に応じた柔軟な人員配置や体制調整については、受託者の裁量を妨げない。 開設曜日・時間帯については、仕様書3(3)③アに基づき土日祝日を含む対応を必須としているが、具体的な運用時間については、利用者の利便性向上や効率的な運営の観点から、提案者の提案に基づき、採択後の協議の上、決定するものとする。

**青森市デジタル商品券発行業務（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業）
公募型プロポーザル質問回答書**

No.	対象書類	質問内容	回答
26	仕様書 P4-5 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ③コールセンター設置・運営	コールセンターの運用期間は利用期間終了時の7月31日迄とし、それ以降、契約期間内（9月30日迄）はガイダンスで青森市役所の窓口番号を通知する想定で良いでしょうか。	No.25のとおり。
27	仕様書 P4-5 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ③コールセンター設置・運営	コールセンターの設置場所は県外でも可能でしょうか？受付時間の指定時間帯もご教示下さい。	No.6及び25のとおり。
28	仕様書 P4-5 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ③コールセンター設置・運営	コールセンターは「問合せ履歴を記録・管理し」とございますが、録音は不要との認識でよろしいでしょうか。	仕様書3(3)③工において応対品質の維持及び問合せ履歴の記録・管理と改善への活用を求めていたが、これらを実現するための最適な体制が構築されれば、必ずしも通話録音という手法に限定するものではない。 正確な履歴管理や、重大事案発生時の事実確認を担保するために、提案者のノウハウに基づいた最も効率的かつ確実な手法を企画提案すること。
29	仕様書 P4-5 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ③コールセンター設置・運営	LPのサーバーは受託者で用意するものでしょうか。	ランディングページも含めて、仕様書に記載している項目に対して必要となる経費は、委託料に全て含まれるものである。
30	仕様書 P5 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ④事業広報	加盟店用、市民用の当案件専用のWEB上のサイトを構築するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。ただし、仕様書3(3)④アにおけるランディングページは、複雑なサイトを複数作るのではなく、市民向けには利用方法や利用できる店舗など、加盟店向けは加盟店募集やマニュアルなど、必要な情報が集約されている、分かりやすい簡易的なものの構築を想定している。

**青森市デジタル商品券発行業務（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業）
公募型プロポーザル質問回答書**

No.	対象書類	質問内容	回答
31	仕様書 P5 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ④事業広報	利用者（市民）向け説明会は不要という認識でよろしいでしょうか。	利用者（市民）向けに一斉に集まる形式の説明会は想定していない。ただし、デジタル操作に不慣れな方への配慮は必須であるため、分かりやすいマニュアルの作成、コールセンターでの丁寧なサポート、あるいは必要に応じて公共施設等での個別相談会の実施など、効果的なフォローワーク体制を企画提案すること。
32	仕様書 P5 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ⑤デジタル商品券の作成・発送	QRカードは「繰り返し使用できる材質での印刷を行う」とございますが、一度配布したものを回収・再度印刷して今後配布のご予定があるということでしょうか。 それとも、単にリサイクルが可能な素材を使用する必要があるということでしょうか。店舗にて回収した使用済みカードを事務局にて回収する場合、別途費用を見る必要がある為ご教示ください。	本事業において、一度配布したカードを回収し、再度印刷して再配布する運用は想定していない。仕様書における「繰り返し使用できる材質」とは、利用期間中に市民が日常的に携帯し、継続して支障なく利用できる耐久性（汚損、折れ曲がり等への耐性）を備えた材質を指すものである。
33	仕様書 P5 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ⑤デジタル商品券の作成・発送	「QR カードには、個別に識別できる番号を付与とともに、委託者から提供する給付対象者データと連携することを検討すること」とのことですが、貴市が想定されています連携内容について詳細をご教示ください。	本事業は世帯単位で発送するため、市が提供する「世帯データ」と、発送する「QRカードの番号」を紐付け、管理できることを想定している。これにより、紛失時の利用停止や未着の照会に迅速に対応できるようにすることが望ましい。具体的な手法については、システムの提案内容に基づき、契約締結後において検討することを想定している。
34	仕様書 P5 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ⑤デジタル商品券の作成・発送	提供いただく給付対象者データの文字コード、外字ファイルの仕様をご教示ください	市から提供する給付対象者データの仕様は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・文字コード：原則としてUTF-8またはShift-JISで提供する予定である ・外字の扱い：給付対象者データには、FUJ明朝体による外字が含まれる。標準的な環境では文字化けが発生する可能性があるため、システム上での適切な表示、あるいは標準文字への置換など、具体的な対応方法については、契約締結後に市と協議の上、決定するものとする。ただし、提案者の知見に基づき、外字に伴うトラブルを未然に防ぐためのノウハウや推奨される手法があれば、併せて企画提案することが望ましい。

**青森市デジタル商品券発行業務（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業）
公募型プロポーザル質問回答書**

No.	対象書類	質問内容	回答
35	仕様書 P5 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ⑤デジタル商品券の作成・発送	給付対象者データは、いつ提供いただける予定でしょうか。また、提供いただいた情報は、局出しまでの間に変更することは無い理解で良いでしょうか。 ※死亡や住所変更は考慮せずで良いでしょうか。	給付対象者データの提供時期については、3月中下旬を想定している。また、提供データについては、特定の基準日（令和8年3月1日時点）で抽出したものとし、その後の変更は行わない運用を想定している。
36	仕様書 P5 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ⑤デジタル商品券の作成・発送	給付対象者データには、個人番号及び世帯番号が付与されており、世帯番号をもって同一世帯とする認識で良いでしょうか。	世帯単位で発送を行うことから、世帯番号を基本としたデータ構成を想定している。提供するデータの詳細なレイアウトについては、契約締結後に受託者と協議の上、決定することを想定している。
37	仕様書 P5 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ⑤デジタル商品券の作成・発送	視覚障がい者情報は、給付対象者リストの全データ内にフラグ等を付与して提供いただく想定でしょうか？あるいは、視覚障がい者と視覚障がい者以外とで2ファイルを提供いただく想定でしょうか？	提供するデータの構成及び詳細なレイアウトについては、契約締結後に受託者と協議の上、決定することを想定している。
38	仕様書 P5 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ⑤デジタル商品券の作成・発送	QRカード発送のための郵送料金は「デジタル商品券発行にかかる経費(210,626,000円)」に含まれておりますでしょうか。	仕様書に記載している項目に対して必要となる経費は、委託料に全て含まれるものである。

**青森市デジタル商品券発行業務（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業）
公募型プロポーザル質問回答書**

No.	対象書類	質問内容	回答
39	仕様書 P5 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ⑤デジタル商品券の作成・発送	「記録の残る郵便形態」は特定記録郵便でも差し支えないでしょうか	差し支えない。ただし、本事業は、届いたカードに5,000円分の価値がある（又は指定日に付与される）という性質上、誤配送や未着、ポストからの抜き取り等のトラブルが市への苦情に直結しやすいものである。そのため、特定記録郵便を採用する場合であっても、不着時の対応など、混乱を最小限に抑えるための具体的な運用案をあわせて企画することが望ましい。
40	仕様書 P5 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ⑤デジタル商品券の作成・発送	局出しに関して、貴市の料金後納契約を利用させていただく想定ですが、局出し郵便局の指定はありますか。また区内特別郵便等の指定はありますか。	発送に関する調整や各種手続きは、原則として受託者が行うものである。局出し郵便局の指定や区内特別郵便等の割引制度の適用についても、配送コストやスケジュールの最適化を考慮し、提案者は自身のノウハウに基づき検討・提案すること。
41	仕様書 P5 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ⑤デジタル商品券の作成・発送	QRカードの発送について、弊社では日本郵便の簡易書留での局出しを想定しています。仕様書 P1 のスケジュールに「発送時期令和8年4月中下旬」とありますが、4月30日までに一括で局出しで良いでしょうか。それとも分割での局出しが良いでしょうか。その場合、どの様なサイクルで何回にわけたほうが良いでしょうか。	局出しの回数やサイクルについては、市で一律に指定するものではなく、提案者のノウハウに基づき企画・提案によるものである。ただし、仕様書2(2)のスケジュールに基づき、利用開始日までに、原則として全ての世帯にカードが届いている必要があるため、不着や遅延のリスクを最小限に抑えるための最適な発送計画を策定する必要がある。
42	仕様書 P5 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ⑤デジタル商品券の作成・発送	全世帯への一斉発送の後、追加で発送する可能性があるのは、仕様書の通り、「不着または返戻発生時に再交付希望者から依頼があった時」のみで良いという認識で合っておりますでしょうか。（市民による紛失に対しては、再発送の対応不要の認識です。）	仕様書3(3)⑤エでは不着・返戻時の速やかな対応を義務付けているが、紛失等による再発行時において、必ずしも郵送による再発送までを求めるものではない。システムとして再発行・利用停止が可能であることは必須条件だが、実際の受け渡し方法を含む具体的な運用フローについては、市民の利便性と事務効率を考慮した上で、提案者が最適な体制を企画提案すること。

**青森市デジタル商品券発行業務（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業）
公募型プロポーザル質問回答書**

No.	対象書類	質問内容	回答
43	仕様書 P5 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ⑤デジタル商品券の作成・発送	視覚障がい者がいる世帯に対して、封筒等に点字対応することとなることですが、見積もりに関係する事柄であるため、点字対応の詳細をご教示ください。	視覚障がい者が本通知の差出人を判別し、問い合わせ先を把握できるよう、最適な手法を提案すること。市の過去事例では、封筒に発送元の名称と電話番号を記した点字シールを貼付した実績がある。これらを参考に、視覚障がい者が適切に問合せを行えるような対応案を企画し、その実施に要する費用を見積りに反映させること。
44	仕様書 P5-6 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ⑥換金精算業務	必要があると認める場合、事務経費の額の一部を概算払いにてお支払い頂くことは可能でしょうか。	委託者と受託者との協議により必要と認められたときは、委託料の一部について前金払（概算払を含む）をすることが可能である。
45	仕様書 P5-6 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ⑥換金精算業務	デジタル商品券発行原資について、事前に全額を概算払いとして受託者の指定口座に入金いただくことは可能でしょうか。	No.44のとおり。
46	仕様書 P5-6 3 委託業務の内容 (3)事務局運営業務 ⑥換金精算業務	加盟店へ振込を行う際の振込元名義は受託社の会社名になってしまふ構わないでしょうか。	差し支えない。ただし、預託金については「無利息型の決済用預金口座」による分別管理を徹底することとし、加盟店が通帳記帳等で入金を容易に判別できるよう、振込元名義に本事業名（略称等）を含めるなどの工夫をすることを想定している。提案者は、誤振込の防止策や、加盟店からの入金確認に関する問い合わせを削減するための具体的な振込運用案を検討することが望ましい。